

○松本市アスベスト飛散防止対策事業補助金交付要綱

平成31年3月29日

告示第74号

(目的)

第1条 この要綱は、大気中に飛散したアスベストによる市民の健康被害を防止するため、建物所有者等が行う吹付けアスベスト等の除去等で国が補助する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- (2) 吹付けアスベスト等 吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるものをいう。
- (3) 吹付け建材 建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた建材のうち、アスベストを含有しているおそれがあるもの（仕上塗材を除く。）をいう。
- (4) 建物所有者等 建築物を所有する者又は管理する者をいう。
- (5) 調査機関 アスベスト含有調査を実施する調査機関をいう。
- (6) 施工者 アスベスト除去を行う施工事業者をいう。
- (7) アスベスト含有調査 建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査で、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項に規定する建築物石綿含有建材調査者又は同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者（以下「建築物石綿含有建材調査者」という。）が実施するものをいう。
- (8) アスベスト除去 建築物の吹付けアスベスト等について行う除去（アスベスト除去以外の改修及び解体に合わせて行う場合を除く。）で、その事業の計画の策定を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画等に基づく現場体制により実施するものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、建物所有者等であって、アスベスト含有調査又は

アスベスト除去（以下「アスベスト含有調査等」という。）を行う者とし、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 補助金交付申請時においてアスベスト含有調査等に未着手であること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 過去に、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の種類、対象建築物、対象経費及び補助率等は、次の表のとおりとする。

事業の種類	対象建築物	対象経費	補助率等
アスベスト含有調査	吹付け建材が使用されている建築物	アスベスト含有調査の実施に要する経費又は検体採取に当たり市長が特に必要と認める費用	10分の10以内。ただし、1分析当たり5万円、1棟当たり25万円を限度とする。
アスベスト除去	多数の者が利用する建築物で、多数の者が共同で利用する部分（付属する電気室、機械室等を含む。）において露出して吹付けアスベスト等が使用されているもの	アスベスト除去の実施に要する経費	3分の2以内。ただし、除去する部分の面積に1平方メートル当たり2万2千円を乗じて得た額（その額が800万円を超える場合は800万円）を限度とする。

2 前項の規定によりアスベスト含有調査等補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、アスベスト含有調査にあっては松本市アスベスト飛散防止対策事業（アスベスト含有調査）補助金交付申請書（様式第1号）に、アスベスト除去にあっては松本市アスベスト飛散防止対策事業（アスベスト除去）補助金交付申請書（様式第2号）に、それぞれ次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
  - (2) 配置図
  - (3) 平面図（吹付けアスベスト等施工場所を表示すること。）
  - (4) 現況写真（建築物の外観及び吹付けアスベスト等施工箇所を写したものであること。）
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、前項に定めるもののほか次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類を申請書に添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 補助対象建築物の所有者である場合 登記事項証明書その他建築物の所有権を証する書類
  - (2) 補助対象建築物の管理者である場合 建築物の管理者であることを証する書類
  - (3) 共同住宅の場合 アスベスト含有調査等に係る決議を証する書類
  - (4) アスベスト含有調査の場合 調査機関からの見積書及び調査を行う建築物石綿含有建材調査者が有する厚生労働大臣の登録を受けた講習を修了したことを証するもの（以下「講習修了証明書」という。）の写し
  - (5) アスベスト除去の場合 施工者からの見積書、事業の計画を策定した建築物石綿含有建材調査者の講習修了証明書の写し及び現場体制が分かるもの
- 3 市長は、前2項の規定による申請があった場合は、申請に係る書類を審査し、補助金の交付を決定したときは、松本市アスベスト飛散防止対策事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- （変更申請等）
- 第6条 前条第3項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の通知を受けた後、申請の内容（補助事業の予定工期の延長を除く。）を変更しようとするときは、あらかじめ松本市アスベスト飛散防止対策事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 市長は、交付決定者から前項に規定する松本市アスベスト飛散防止対策事業変更承認申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、松本市アスベスト飛散防止対策事業変更承認通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。
- 第7条 交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合は、速やかに松本市アスベスト飛散防止対策事業遅滞等報告書（様式第6号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 市長は、前項の報告書を受理した場合は、その内容を審査し、松本市アスベスト飛散防止対策事業指示書（様式第7号）により交付決定者に指示するものとする。

第8条 交付決定者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ松本市アスベスト飛散防止対策事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、交付決定者から前項に規定する松本市アスベスト飛散防止対策事業中止（廃止）承認申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、松本市アスベスト飛散防止対策事業中止（廃止）承認通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（完了実績報告）

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、アスベスト含有調査にあつては松本市アスベスト飛散防止対策事業（アスベスト含有調査）実績報告書（様式第10号）に、アスベスト除去にあつては松本市アスベスト飛散防止対策事業（アスベスト除去）実績報告書（様式第11号）に、それぞれ次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 調査機関又は施工者と締結した契約書の写し
- （2） 調査機関又は施工者からの領収書の写し
- （3） その他市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、前項に定めるもののほか次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類を報告書に添えて市長に提出しなければならない。

- （1） アスベスト含有調査の場合 調査機関が発行した分析調査結果報告書及び検体採取箇所の写真
- （2） アスベスト除去の場合 施工者が発行した除去結果報告書、除去後のアスベスト粉じん濃度の測定結果を記載した書面並びに施工前、施工中及び完了時の写真

3 前2項の報告書は、補助対象事業の完了日から起算して30日を経過する日又は第5条第3項に規定する交付決定の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合は、完了検査を行い、適正に事業が行われていると認めたときは、補助金の額を確定し、松本市アスベスト飛散防止対策事業補助金確定通知書（様式第12号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の交付の確定を受けた交付決定者が補助金を請求しようとするときは、前条の規定による通知を受けた日から起算して30日を経過する日まで、松本市アスベスト飛散防止対策事業補助金支払請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(書類の整理等)

第12条 交付決定者は、補助対象事業の実施に係る書類を整理し、補助金の交付を受けた会計年度が終了した後、5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。